

宅地建物取引士法定講習のご案内

(公社)新潟県宅地建物取引業協会

宅地建物取引士講習とは

宅地建物取引士講習（以下「講習」という。）は、宅地建物取引業法（以下「法」という。）第22条の2第2項（第22条の3第2項の規定により第22条の2第2項の規定を準用する場合を含む。）の規定により、宅地建物取引士証（以下「取引士証」という。）の交付を受けようとする者が受講しなければならないものです。

この講習を受けた後、県知事に申請して取引士証の交付を受けることができ、この取引士証の交付を受けた者を、「宅地建物取引士」（以下「取引士」という。）といいます。（法第15条第1項）

この取引士証の交付を受けるための講習であり、講習実施に当たっては（公社）新潟県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）が県知事から講習の指定を受け、また、講習内容等についても県知事の承認を得て実施するものです。

従って、取引士証の交付を受けようとする者は必ず受講しなければなりません。

1. 受講対象者

(1) 新規に取引士証の交付を受ける者

新潟県知事の宅地建物取引士資格登録を受けた者で、取引士証の交付を受けようとする者。
ただし、法第22条の2第2項のただし書（試験に合格した日から1年以内に取引士証の交付を受けようとする者）に該当する者は除く。

(2) 取引士証の有効期間を更新する者（有効日の6ヶ月前より受講できます。）

新潟県知事より取引士証の交付を受けている者で、引続き有効期間（5年間）の更新を受けようとする者。

(注) 昭和59年4月1日以降は、都道府県知事が発行する取引士証の交付を受けていなければ、宅地建物取引士としての業務に従事することはできません。

2. 受講申し込み手続きのご案内

(1) 受講申し込み時に必要書類及び記載上の注意

- ① 受講申込書……記載に当たっては、青又は黒インクのボールペンで正確に記入し、数字は算用数字を用いて下さい。
- ② 宅地建物取引士証交付申請書……申請書の提出部数は1通（申請年月日、講習実施者欄（様式第七号の二の二）は空白にして下さい。）

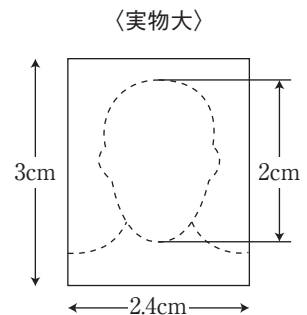
③ 写真……カラー写真4枚

- 写真1枚は、「受講申込書」に貼付
- 写真1枚は、「交付申請書」に貼付
- 写真1枚は、「席札」に貼付（受講申込書）
- 他1枚は、「取引士証」に貼付しますので、同封して下さい。

○サイズは縦3cm横2.4cmです。

（写真の顔の大きさは右の似顔絵のとおり）

- 6ヶ月以内に撮影した正面向きの顔写真
- 胸部から上、無帽無背景のもの（コンクリート壁は不可）
- デジタルカメラで普通紙に印刷したものは不可
- 家庭用ポラロイドカメラで撮影した写真は不可
- 自動撮影機の場合は履歴書サイズで撮影し、右記サイズに合わせて下さい。
- 写真の裏面に登録番号と氏名を記入して下さい。



④ 受講料……12,000円（テキスト代を含む。）

○受講する法定講習日の受付期間内に必ずお振込み下さい。

（振込手数料はご本人負担）

口座 （公社）新潟県宅地建物取引業協会

第四銀行 新潟駅前支店 普通預金 1315421

- 振込後、振込用紙の払込受付書を同封願います。
- 振込用紙には必ず登録番号と氏名の記入をお願いします。
- 申し込み後、受講をとりやめても、受講料は返還できません。
- 講習会に欠席された場合、次回の講習申し込みに関し受講料は5,000円です。

※お弁当について

- ・お弁当の注文については、受講申込書のお弁当欄の□にチェックを入れて下さい。
- ・お弁当の申し込みをされる方は、800円（税込み）を受講料といっしょにお振込み下さい。（合計12,800円）

⑤ 交付申請手数料……新潟県収入証紙4,500円（交付申請書に貼付）

- ⑥ 法第20条の規定により、登録事項（本籍、住所、勤務先）に変更がある場合は、変更の手続きを行ってから受講申し込みをして下さい。
（取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）の提出が必要です。）

3. 注意事項

- (1) この講習は、取引士証交付のための講習ですので、全科目履修しなければ知事が交付する取引士証を受けることができません。
- (2) 当日のスケジュールは下記のとおりです。受付時間に遅れると受講できませんので、必ず時間を厳守して下さい。

受付時間 午前8時50分～9時15分まで

受講時間 午前9時15分～午後4時

休憩時間 午後12時15分～午後1時

- (3) 提出書類に不備があったり、講習の円滑な実施を混乱させたり、取引士としての業務禁止期間中であつたりする場合には受講を拒否することがあります。
- (4) 冷暖房のきき具合により体調をくずしやすい方は、各自膝掛け等をご持参下さい。
- (5) 講習時間中は講習の妨げになりますので、携帯電話等の電源はお切り下さい。
- (6) 駐車場につきましては、受講会場案内図のとおりです。

4. 講習日に持参するもの

- (1) 受講票（講習日の7日前をめどに送付致します。）
- (2) 印鑑
- (3) 現在交付を受けている宅地建物取引士証（更新の場合）
- (4) 筆記用具

5. 受講会場案内図

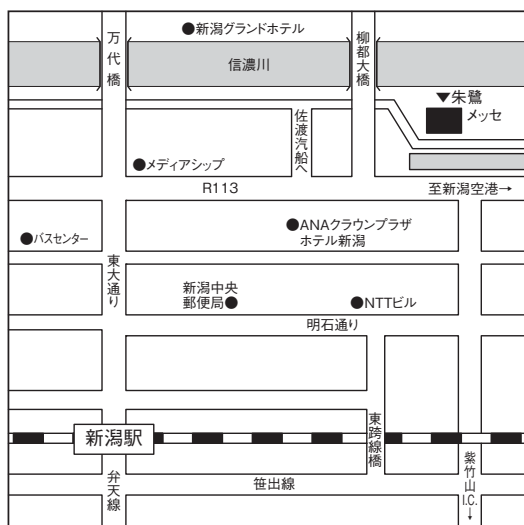
《朱鷺メッセ》

新潟市中央区万代島6-1
TEL 025-246-8400

アクセス

- JR新潟駅からバスで約15分
新潟駅万代口バスターミナル
5番線乗り場より
新潟交通17系統
「朱鷺メッセ経由佐渡汽船行き」に乗車
「朱鷺メッセ」バス停下車
- JR新潟駅万代口からタクシーで約5分
- JR新潟駅万代口から徒歩約25分
- 新潟空港から車で25分
- 新潟バイパス紫竹山I.Cより車で約10分

駐車場



- ・ 約1800台収容（有料）
- 万代島駐車場（A～E）1日（24時間）1,500円

《ハイブ長岡》

長岡市千秋3-315-11
TEL 0258-27-8812

アクセス

- JR長岡駅から
市内中央循環バス（大手口8番線）約20分
県立近代美術館行き（大手口7番線）約15分
タクシー 約10分
- 関越自動車道 長岡I.Cから車で 約10分

駐車場



- ・ 約650台収容（無料）

6. その他

(1) 個人情報のお取り扱いについて

お申し込みを頂いた内容につきましては、この目的以外には使用いたしません。

(2) ご不明な点等がございましたらお手数ですが新潟県宅建協会までお問い合わせ下さい。

〒950-0084 新潟市中央区明石1丁目3番10号 新潟県宅建会館

公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会

TEL (025) 247-1177 ・ FAX (025) 247-0131

ホームページアドレス <http://www.niigata-takken.or.jp>

7. お申し込み方法

簡易書留によるお申し込みになります。

必要書類を受付期間中に宅建協会へ送付願います。

ご郵送の際、切り取って宛名ラベルとしてご利用下さい。

〒950-0084

新潟市中央区明石1-3-10

(公社) 新潟県宅地建物取引業協会

月 日の講習申し込み